

目 次

土木工事施工管理基準

1	目 的	1
2	適 用	1
3	構 成	1
4	用 語 の 意 義	1
5	管 理 の 実 施	1
6	管理項目及び方法	2
7	規 格 値	3
8	そ の 他	3

出来高管理基準及び規格値

1 共通編

1-3-3	共通的工種	1—1
1-3-3-4	矢板工	1—1
1-3-3-5	法枠工	1—1
1-3-3-6	吹付工	1—1
1-3-3-7	植生工	1—2
1-3-3-8	縁石工	1—2
1-3-3-9	小型標識工	1—2
1-3-3-10	防護柵工	1—3
1-3-3-11	路側防護柵工	1—3
1-3-3-12	区画線工	1—4
1-3-3-13	道路付属物工	1—4
1-3-3-14	桁製作工	1—5
1-3-3-15	工場塗装工	1—9
1-3-3-16	コンクリート面塗装工	1—10
1-3-4	基礎工	1—10
1-3-4-1	一般事項	1—10
1-3-4-3	法留基礎工	1—10
1-3-4-4	既製杭工	1—11
1-3-4-5	場所打杭工	1—11
1-3-4-6	深礎工	1—11
1-3-4-7	オープンケーソン基礎工	1—12
1-3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	1—12
1-3-4-9	鋼管井筒基礎工	1—12
1-3-5	石・ブロック積(張)工	1—13
1-3-5-3	コンクリートブロック工	1—13
1-3-5-4	緑化ブロック工	1—14

土木工事施工管理基準

この土木工事施行管理基準は、「土木工事共通仕様書」第1編1—1—27「施行管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1 目的

この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質の確保を図ることを目的とする。

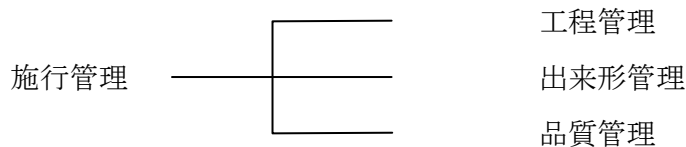
2 適用

この基準は長野市が発注する土木工事に適用する。ただし、設計書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施行条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員の承諾を得て他の方法によることができる。

3 構成

施行管理の構成は、下記によるものとする。



(工事写真を含む)

4 用語の意義

用語の意義は次のとおりである。

(1) 工程管理とは

工事に必要な資材の調達、労務者の手配を考慮し、工事施工完成に必要な作業の手順及び日程を定めて、工程表を作成し、更に工事の実施過程において計画と実績を比較検討し、工期内に工事が完成するよう必要な措置をすることを言う。

(2) 出来形管理とは

施行する築造物の出来形（形状、寸法など）を把握するために、築造物の寸法、凹凸、勾配、基準高を、施行の順序に従い直接測定し、その都度その結果を管理図表や一覧表に記録し、出来形を確保するために必要な措置をすることをいう。

(3) 品質管理とは

工事用資材や構造物等の品質を把握するために、物理的、科学的試験を実施し、その都度その結果を管理図表や一覧表に記録し、良好な品質を確保するために必要な処置をすることをいう。

5 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時（しゅん工検査、中間検査、出来形検査をいう）に提出しなければならない。

6 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形表又は出来形図を作成し管理するものとする。

(3) 品質管理

ア 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験項目及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ など）を作成するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種①～③の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書又は監督員がその項目を指示した場合に実施するものとする。

- ① 路盤工—維持工事等の小規模な工事
- ② アスファルト舗装工—路盤工に準じる
- ③ その他—品質管理基準には示されていない工事資材の品質については「特記仕様書」で定められた項目について管理するものとする。

イ 受注者はセメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物の内重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ2、5 mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

7 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験、検査、計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

8 その他

（1）工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない個所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

付 則

この土木工事施工管理基準は、平成20年4月1日以降の工事から適用する。